



ソラーレ通信>>>

>>> 2025.4

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <https://www.solare-sr.com>
 〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F
 Tel > 03-6712-8889 Fax > 03-6712-8885 Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 高 齢 者 > 高齢雇用継続給付の縮小
2. 外 国 人 > 増える外国人労働者
3. 提 供 > 経営に役立つリポート
4. コ ラ ム > ソラーレスタッフより

1. 高 齢 者

高齢雇用継続給付の縮小

令和7年4月1日から、雇用保険の「高齢雇用継続給付」が縮小され、最大15%の支給率が10%に下がります。高齢雇用継続給付は、企業で働く高齢者を給与面で支援するための給付金です。

1. 基本的なしくみ

高齢雇用継続給付は、60歳になった時点と比べて、賃金が75%未満に下がった状態で働き続ける高齢者に支給されます。高齢者とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者を指します。60歳以降は一般的に、50歳代の時と比べて給与が下がります。そこで、給付金を支給して補填するのです。

令和7年3月31日までのルールでは、月の賃金が、

60歳になった時点と比べて61%以下となった人に、下がった賃金の15%の給付金が支給されます。15%が最大の支給率です。60歳になった時点と比べて、75%以上の賃金がもらえる人には、給付金は支給されません。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 26 万円に低下	賃金が 75%未満になっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 20 万円に低下	低下率が 66.67%なので、支給率は 8.17%。 支給額は 20 万×8.17%=月 16,340 円
賃金が月 18 万円に低下	低下率が 60%なので、支給率は 15%。 支給額は 18 万×15%=月 27,000 円

2. 令和7年4月1日からの支給率

令和7年4月1日からは、月の賃金が、60歳になった時点と比べ64%以下になると、下がった賃金の10%相当の給付金がもらえます。10%が最大の支給率とな

ります。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

賃金が月 25 万円に低下	賃金が 75%未満に下がっていないので、支給率は 0%。給付金は支給されない。
賃金が月 21 万円に低下	低下率が 70%なので、支給率は 4.16%。 支給額は 21 万×4.16%=月 8,736 円
賃金が月 17 万円に低下	低下率が 56.67%なので、支給率は 10%。 支給額は 17 万×10%=月 17,000 円

新しい支給率（最大10%）が適用されるのは、令和7年4月1日以降に60歳になる人です。従って、令和7年3月31日以前に60歳になる人は、古い支給率（最大

15%）が適用されます。雇用保険では、「60歳になる日」は「60歳の誕生日の前日」のことです。

■支給率早見表（令和7年4月1日以降）

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

※厚生労働省「令和7年4月1日から高齢雇用継続給付の支給率を変更します」より

3. さいごに

高齢雇用継続給付は、平成7年4月に創設され、当時の支給率は最大25%でした。その後、政府の高齢者雇用法制の見直しもあって、65歳までの雇用が一般化してきたことから、平成15年5月に最大15%に引き下げられました。政府は今後、この給付金の廃止も検討

しています。ただ、当面、この給付金は続きます。給付金の支給申請は、原則として企業がハローワークに対して行います。

手間のかかる手続きですので、当事務所でもご依頼に応じて代行しています。気軽にご相談ください。

2. 外国人

増える外国人労働者

日本では現在、約230万人の外国人労働者が企業などに雇われて働いています。外国人を雇用する事業所全体のうち、従業員30人未満の企業が6割強を占めており、中小・零細企業にとっても無関心ではられません。本稿では、厚生労働省が今年1月末に公表した「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）から、主なデータを紹介します。

1. 過去最多230万人

同まとめによると、令和6年10月末時点の外国人労働者数は2,302,587人。前年と比べて253,912人増え、届出が義務化された平成19年以降、過去最多となりました。

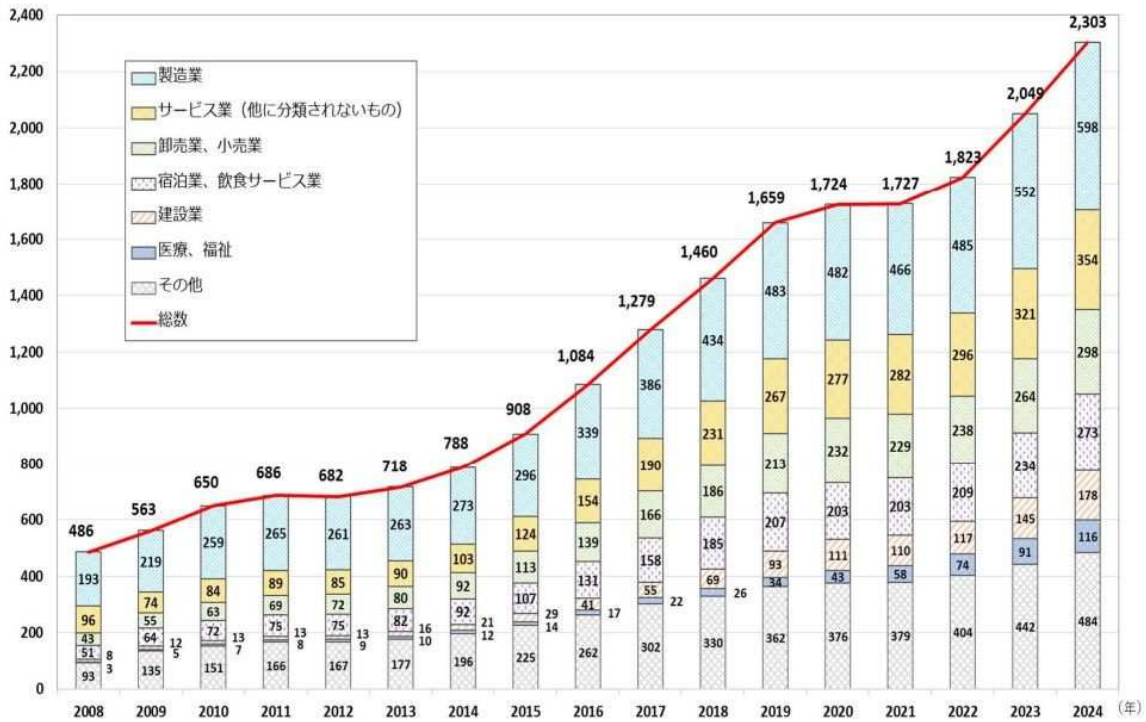
業種別では、製造業が最も多く、26.0%となっています。そのほか、サービス業（他に分類されないもの）15.4%、卸売業・小売業13.0%などとなっています。

外国人を雇う事業所数は342,087事業所で、前年比23,312事業所増え、届出義務化以降、最多を更新しました。事業所の規模別では、従業員「30人未満」が62.4%を占め、次いで「30～99人」の事業所が17.2%に上りました。

約230万人の外国人労働者のうち832,555人（36.2%）が「30人未満」の事業所で、450,054人（19.5%）が「30～99人」の事業所で働いています。

産業別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



※厚生労働省「外国人雇用状況」届出状況のまとめ（令和6年10月末時点）より

2. ベトナムが最多

国籍別では、ベトナムが最多で570,708人、次いで中国408,805人、フィリピン245,565人となっています。前年と比べて増加率が高かったのは、ミャンマー（61.0%、43,430人増）、インドネシア（39.5%、48,032人増）、スリランカ（33.7%、9,863人増）でした。

また、在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が718,812人、「身分に基づく在留資格」（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）が629,117人、「技能実習」が470,725人などとなっています。

3. さいごに

外国人労働者を雇う場合、企業は、日本人と異なる

労務管理を求められる場面があります。例えば、雇入れや離職時には、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、ハローワークへ届け出なければなりません。労働条件通知書などの書類について、外国語版を用意するケースも想定されます。在留管理制度の概要や在留カードの見方も知っておく必要があります。また、外国人の人権や習慣にも配慮する必要があります。

ハローワークでは、わかりやすい冊子「外国人の雇用に関するQ & A」などを用意しています。出入国在留管理庁も、「外国人の適正な雇用にご協力ください」と題したパンフレットを作っています。ぜひ、これらをご活用ください。

また、弊社でも、外国人雇用に関わる労務管理についてアドバイスしています。お困りの時には、ぜひご相談ください。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「増える外国人労働者」に関連する豆知識をお伝えします。

Q. 留学生をアルバイトとして雇うことは可能ですか。

A. 留学生が資格外活動許可を受けている場合、アルバイトとして雇うことができます。資格外活動許可を受けている場合は、パスポートに許可証印又は「資格外活動許可書」が交付されていますので、それを確認してください。



留学生については、一般的に、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます（当該教育機関の長期休業期間にあたっては、1日8時間以内）。なお、資格外活動の許可を受けずにアルバイトに従事した場合は、不法就労となりますのでご注意ください。

3. 提供

『経営に役立つレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けするレポートは、経営に役立つ情報が満載です！
ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。
以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月の経営に役立つレポート

レポート番号	タイトル	内容
#50061 (全8ページ)	弁護士が注目する 2025 年度の法務 3 大ニュース	・ 2024 年度・2025 年度の 3 大ニュース ・ 2024 年度の総括 ・ 2025 年度の主なニュース ・ 今後の対応について
#50062 (全6ページ)	税理士が注目する 2025 年度の税務 3 大ニュース	・ 2024 年度・2025 年度の 3 大ニュース ・ 2024 年度の総括 ・ 2025 年度の主なニュース ・ 今後の対応について
#50063 (全5ページ)	ちゃんと伝えたはずなのに、なぜ入社後に 「この賃金、約束と違う！」なんて 話が出てくるの？	・ 会社に悪意がなくても、労働条件の勘違いは起きる ・ (ポイント1) 法律で決められた労働条件は必ず明示する ・ (ポイント2) 労働条件の解像度を今よりもう 1 段階上げる ・ (ポイント3) ネガティブな情報も正直に伝える
#50064 (全6ページ)	採用活動で応募者の SNS 調査を行うことは 是か非か？	・ SNS 調査をこっそり行うのは NG ・ SNS 調査などがグレーな理由 ・ SNS 調査などがはらむリスク
#50065 (全6ページ)	中小企業の逆張り採用法！ ～ほどほどの中年採用に勝機あり	・ 【ご提案】 中年の採用をご検討ください ・ 将来の伸び代ではなく、「今」をつなぐ人材 ・ 面接では淡々と能力を見極める ・ 中年はマネジメントしやすい？それとも難しい？ 等

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889
FAX >>> 03-6712-8885

貴社名		ご担当者様	部署・所属
所在地	〒		
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、レポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。



竹中 幹夫

この時期に行う業務の一つに、「障害者雇用納付金の申告」がございます。障害者雇用納付金制度は、障がい者の雇用にとまなう設備の整備や特別な雇用管理などの経済的負担を事業主全体で支え合う「社会連帯責任」の考えに基づいた仕組みです。雇用促進のために納付金の徴収だけでなく、障がい者を実際に雇用している企業には助成や援助も行われ、社会全体として障がい者の雇用水準を引き上げることを目的としています。

障害者雇用納付金の申告が必要な企業は、常時雇用している労働者数が100人超の企業で、2024年4月からの法定雇用率は2.5%となりますので、労働者数100人の企業は2人の障がい者を雇用する義務が生じます。また、2026年7月からは、法定雇用率が2.7%に引き上げされますので、自社が「この制度の対象になるのか、障がい者を何名雇用する必要があるのか」を事前に確認しておくことが大切になります。



野々山 環

ソラーレ YouTube チャンネルに公開している動画を社内のハラスメント防止研修に使いたいというご連絡をいただくことが増えていて、その度にありがたいなと思うと同時に、引き続き世の中に有益な情報をお届けしていきたいなと毎回気持ちを新たにしています。

そんな中、これまでソラーレ動画を使って社内研修を何度も実施されていたという企業様より、「ご本人のリアル研修をぜひやってほしい」というご連絡をいただき、研修のご契約をいただきました。

自分はオンラインより、リアル研修の方が俄然やる気が出るタイプなのですが、今回の研修は「本人登場！」的な雰囲気になりそうで、不思議な緊張感を今から味わっております。(^^; 新年度を迎え、ハラスメント防止研修ご検討の際はぜひお声がけくださいませ。



佐々木 良

4月に入りましたので入社手続きのご依頼が増えています。従業員を雇用する際は、労働条件の明示が義務付けられています。

労働契約の期間に関する事項、就業場所と業務内容に関する事項（変更の範囲）、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期、退職に関する事項（解雇の事由を含む）

上記は必ず労働条件に記載しなければならない事項ですので改めてご確認をお願いいたします。



関根 智樹

最近、お客様の給与計算を行っていて感じる事は、勤怠資料を確認すると、残業時間が以前より全体的には減ってきているなという事です。ただ、別の視点で言うと、残業が毎月多いな、と感じる方については、いつの間にか退職してしまう事も多いな、と感じます。

そうすると、辞めてしまった方の業務を引き継ぐ既存の社員さんについては、結果、これまでよりさらに残業が増えてしまうという、負のスパイラルにはまってしまうですね。

すぐに代わりの人を雇えば、といってもご時世的に簡単には良い人は採用できない。

労働力人口が減り続け人手不足の状況は加速するばかりで、この状況は物理的にはすぐに改善することは難しいと思いますが、せつかく採用した方を、職場の諸先輩で支え一人前の仲間育て上げていくことは、努力次第で出来ると思います。その「努力」はいかにすべきでしょうか？ 時代的に考えても、これ！という答えが出しにくい難しい問題かと思いますが、皆さんと一緒に考えていけたらいいですね。



堀内 和希

息子の小学校は今年から午前5時制限を導入しています。通常5時限の場合は4時限まで午前中の授業⇒給食⇒5時限目の授業といった流れになりますが、これが午前中に5時限まで一気に授業を行い給食を食べて下校になります。子供達にとっては給食までの時間が長く、つらいかもしれませんが、大人の視点で見ると生産性の向上が見込める取り組みだと思いました。我々大人も子供達に負けない様に生産性高く仕事をしたいですね！



大谷 裕美

4月に入り、新年度スタートです。新たに年始とはまた違った取組みやルーティンをスタートする時期ですね。

私は4月から高校生になった息子の「毎日お弁当スタート」です。いつもより1時間早く起床することを始めました。早起きが苦手ですが、目的があると起きれるものです。何か早く起きて自分の好きな事をやる時間を設けルーティンに組み込みチャレンジしております。お肌のお手入れをいつもより入念におこなったり、勉強や読書ができるように時間配分を考えて大事な朝の時間を楽しみたいと思います。有言実行です！



樋田 美奈子

「さくら舞い散る中に忘れた記憶と君の声が戻ってくる 吹き止まない春の風あの頃のまままで、、、」4月と言えば、桜です。今年は、東京では3月24日に開花し、寒気の影響もあり、満開の桜の下で、入学式を迎えられた方も多かったのではないのでしょうか。

桜の花言葉は、「高潔」「優れた美人」「純潔」などがあります。花言葉の由来には諸説ありますが、一般的には、固いつぼみのまま長く冬を耐え、春の訪れとともにようやく花開いたと思えばあっという間に散ってしまう儚さに由来すると言われております。

でもあっという間に散ってしまうからこそ、来年も桜の季節が待ち遠しくなるのかとも思います。

話は変わり、4月は、年度初めで、育児介護休業法改正や雇用保険料率変更、高年齢雇用継続給付金支給率の変更等、改正が多い時期です。今年度も、皆さまへの情報共有や改正情報など、発信をまいりますので、引き続き、よろしく願いいたします！



楠橋 ルリ子

桜の花が舞い散る季節、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

ソーレ社会保険労務士法人に入社いたしまして、6か月が経ちました。

手前味噌ですが、弊所ソーレ社会保険労務士法人は、人間関係が本当に良好な職場です。

ハラスメント対策に強い社労士法人ということで、毎日気持ちよくお仕事をさせていただいております。(おかげさまで、神経をすり減らすことなく、体重が増加してしまいました・・・) 体を動かすのに絶好の季節となりました。心身ともに健康であることが大事ですね。

「健康寿命をのばそう！」私も、取り組んでまいります。



福田 将平

割増賃金の法定の計算は奥が深い問題です。そもそも定額の資格手当や、運転で無事故の場合に支払われる安全手当や欠勤がなかった月に支給される皆勤手当等が割増賃金の基礎に入れられておらず、誤って少なく計算している会社もいまだにあります。それでは、年俸制で年額を16で割って、年に2回、その2/16を賞与として支給している場合はどうでしょうか。この場合は賞与として支給している分も、「あらかじめ確定していないもの」ではないため、割増賃金の基礎に含める必要があります（私が勤めた、とある事務所はこのケースで含めていませんでした）。労働法規の適用は会社の主観的な考えや独自の解釈で決まるものではありません。未払賃金発生の可能性がないかどうかをチェックすることは適切な労務管理の第一歩です。



大谷 雄二

品川区に蛇窪神社という蛇を祀る神社があることを知ったので行って来ました。

大井町線の中延駅または戸越公園駅が最寄り駅です。

12日に一度来る「巳の日（巳日特別祈願日）」だったからか、巳年だからなのか、お祭りでもないのに200人以上の参拝客がいて活気があります。

巳年は、これまで努力してきたことが実を結びはじめる年だそうです。また、蛇は脱皮をすることから、新たな挑戦や変化に前向きになると言われています。

境内には興味を引く場所が至る所にあります。「撫で白蛇」「銭回し銭洗所」「白龍の滝」「福活岩・親子岩」「重軽狐石」「運玉投げ」等々。

300円払って「白蛇種銭」という5円玉より少し大きいコインをもらって財布に入れておくとお金が増えるとのことでした。

中でも一番面白いと思ったのは「愚痴壺（ぐちつぼ）」です。高さ1メートルくらいの大きな壺のフタを取って、壺の中に愚痴や不満を吐き出すとスッキリするらしい。

さっそくフタを取って中を覗き込むと、中に10センチ四方くらいの塩が盛ってあったように思います。

そこに向かって周りには聞こえないように小さな声で一言。

妻に何と言ったか聞かれたので、「忙しいって言った」と答えると「それって良いことじゃないの」とのこと。確かにヒマだったら（商売が）ヤバいと考えると忙しい方が良いと思いました。

壺のおかげ？妻のおかげ？どっちにしる気分がスッキリしました。